

西条市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例に
おける第4種区域の範囲を定める規則

西条市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例における第4種区域の範囲は、次の表のとおりとする。

第4種区域の範囲	
大字	地番
船屋乙	20番地4　20番地8　20番地13　21番地5
下島山甲	1138番地　1139番地1　1139番地2　1140番地 1140番地2　1148番地2　1200番地2
福武甲	180番地1　200番地　201番地1　210番地1　21 0番地2　233番地　247番地1　297番地1　297番 地2　426番地2
氷見乙	641番地　643番地1　627番地1　627番地3　62 7番地6　629番地　643番地6　880番地1　880番 地2　880番地3　884番地2　885番地2　886番地 1　890番地4　892番地2　893番地2
丹原町関屋甲	424番地1　438番地　439番地1

附　則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。